

個人番号 (マイナンバー)

ハンドブック

【派遣スタッフ用】



株式会社 ドム



無断使用・転載禁止
株式会社ドム

目 次

1. 個人番号（マイナンバー）とは 3
2. どうしてマイナンバーが必要なのか 3
3. 自分のマイナンバーをどう知るのか 4
4. 「個人番号カード」とは 4
5. マイナンバーを使用するとき 5
6. マイナンバーを内容に含む個人情報は、
《 特定個人情報 》にあたります。 5
7. 取り扱いの注意点 6
8. 各種お問い合わせ 7

無断使用・転載禁止
株式会社ドム

1. 個人番号（マイナンバー）とは

日本に住民票を有する人全てに与えられる12桁の番号です。外国籍でも日本に住民票がある人は対象となります。

マイナンバーは、一生使うものです。大切にしてください。不正に使用されるおそれがある場合を除き、一生変更されません。



2. どうしてマイナンバーが必要なのか

マイナンバー制度には、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」というメリットがあります。



1. 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



2. 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。



3. 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

無断使用・転載禁止
株式会社ドム

3. 自分のマイナンバーをどう知るのが

平成27年10月から、住民票の住所に個人番号の記載された通知カードが簡易書留で送られてきます。

その為、**現住所と住民票の住所が異なる方は必ず住民票を移してください。**

4. 「個人番号カード」とは

通知カードが届いた後、市区町村に申請（郵送またはWEB）を
すると交付されるカードです。

平成28年1月以降、交付を受けることができます。

（※個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを市区町村に返納しなければなりません。）

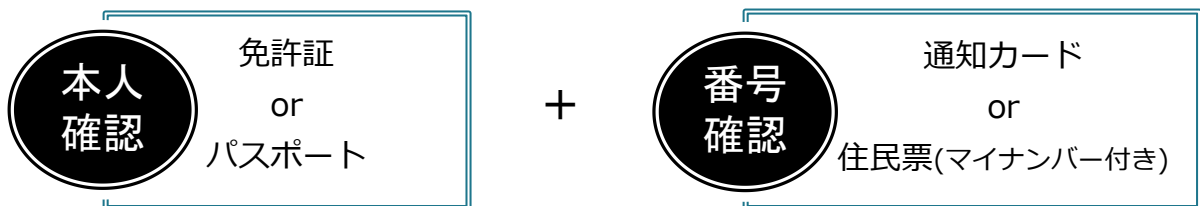
顔写真付きで身分証明書として使用できます。

住民基本台帳カードと同様に、ICチップもついている為、
各種電子申請も可能です。

マイナンバー提出の際の本人確認と番号確認も、

個人番号カードなら、1枚でOK！

個人番号カードがない場合は下記の2点でOKです。



個人番号カードがあると行政手続きの際にとっても便利です。

所得情報やプライバシー性の高い個人情報
は記録されない
ので
ご安心ください。

無断使用・転載禁止
株式会社ドム

5. マイナンバーを使用するとき

平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きのみに使用が義務付けられています。

当社では、皆様からお預かりしたマイナンバーを平成28年1月から、給与所得の源泉徴収票作成事務、雇用保険・労災保険届出事務に平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険届出事務を行う場合に使用し、関係省庁に提出致します。

保管期間（データ）：退職後、1年経過後の3月に削除

※書類に関して：関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は保存することとする。

6. マイナンバーを内容に含む個人情報は、 《 特定個人情報 》 にあたります。

特定個人情報とは・・・

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいいます。
従来の個人情報よりも、取り扱い範囲や罰則が厳しく設定されています。

つまり、マイナンバーは
暗号化した状態でも
特定個人情報です！



※暗号化：他の数字や記号等に
置き換えること

無断使用・転載禁止
株式会社ドム

7. 取り扱いの注意点

マイナンバーは、手続きの為に行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

また、他人のマイナンバーを不正に入手・提供することは処罰の対象となります。

◆ **利用者・取得者への罰則** ◆

○正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供（個人番号利用事務等に従事する者等）
⇒4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科

○不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用（個人番号利用事務等に従事する者等）
⇒3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科

○情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用（情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者）
⇒3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科

○人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得
⇒3年以下の懲役又は150万円以下の罰金

○偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受ける行為
⇒6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

※上記については、必要に応じて国外犯処罰規定、両罰規定が設けられています。



従来に比べて罰則が強化されておりますので
十分にご注意ください。

※ 今までは会社にものみ、徴収・罰金が科せられていましたが
マイナンバーの取り扱い違反は、
当事者にも徴収・罰金が科せられます。

無断使用・転載禁止
株式会社ドム

8. 各種お問い合わせ

●当社でのマイナンバーの取り扱いに関して

【管理部】

TEL : 03-5338-1270(代表)

mail : privacy@dom-net.co.jp

●マイナンバー制度に関して

【内閣官房 コールセンター】

TEL : 0120-95-0178 (フリーダイヤル (無料))

マイナンバーを忘れた・通知カードや個人番号カードを紛失した等の場合は、当社では対応できかねますので、お手数をおかけ致しますが、【内閣官房 コールセンター】にお問い合わせください。



無断使用・転載禁止
株式会社ドム